

幼児教育・保育の無償化のご案内



安中市のマスコット「こうめちゃん」

も く じ

1	幼児教育・保育の無償化の概要について	1~3ページ
2	認可外保育施設等を利用している子ども	4~5ページ
3	企業主導型保育施設を利用している子ども	6ページ
4	無償化に関するQ&A	7ページ
提出書類	○子育てのための施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号用）	8~11ページ
	○個人番号（マイナンバー）申告書	12~15ページ
	○就労証明書 ※保護者1人につき1部必要です。	16~19ページ
	○育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書	20ページ
	○申立書	21ページ
	○診断書	22ページ
変更	○施設等利用給付認定変更申請書兼変更届	23~24ページ

幼児教育・保育の無償化については、安中市ホームページでもご案内しています。
 トップページ＞子育て・教育＞子育て＞保育園・認定こども園・幼稚園＞幼児教育・保育の無償化のご案内

安中市

本庁子ども課幼児教育保育係・松井田支所住民福祉課福祉子ども係
 TEL：027-382-1111 内線：1162, 1163, 1165, 2153

令和7年度 安中市内 幼児教育・保育無償化対象施設・サービス 一覧表

令和7年4月1日時点

No.	施設の名称		園長 (または代表者)	利用 定員	経営主体	郵便番号	所在地	TEL	FAX	教育時間【1号】	保 育 時 間【2号 3号】			開設年月日	一時預かり事業	預かり保育事業		病児保育事業		認可外保育 施設等	企業主導型 保育施設
										開所時間	開所時間	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)		一般型	幼稚園型	左記のうち認可 外併用可	病後児	体調不良児		
1	保育園	遠丸保育園	澤崎 恵子	60	社会福祉法人 遠丸福祉会	379-0116	安中5-8-25	382-1080	382-8308		7:00 ～ 19:00	8:00 ～ 16:00	7:30 ～ 18:30	S50. 4. 1							
2		岩野谷保育園	中島 優子	90	社会福祉法人 岩野谷福祉会	379-0112	岩井甲617	381-3320	381-3320		7:00 ～ 19:00	8:30 ～ 16:30	7:00 ～ 18:00	S44. 4. 1							
3		板鼻和光保育園	西島 貴	90	社会福祉法人 和光会	379-0111	板鼻2101-2	381-0613	381-7003		7:00 ～ 19:00	8:30 ～ 16:30	7:00 ～ 18:00	S23. 7. 1							
4		崇徳寺保育園	渡井 達應	20	社会福祉法人 崇徳会	379-0222	松井田町松井田326	393-4458	393-7020		7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	S31. 4. 1							
5		西横野保育園	須藤 敏子	50	社会福祉法人 横野すみれ会	379-0224	松井田町人見970	393-3946	393-3749		7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	S44. 4. 18							
6		白鳩保育園	小林 徳興	20	社会福祉法人 白鳩会	379-0214	松井田町国衛89-1	393-1015	386-5354		7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	S42. 4. 1	○						
7		細野保育園	萩原 豊彦	20	社会福祉法人 美山会	379-0216	松井田町新井394	393-2457	384-2443		7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	S38. 10. 1	○				○		
8		市立原市保育園	須藤 大輔	110	安中市	379-0134	築瀬25-1	385-5233	381-6079		7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	S50. 4. 1				○			
9		市立まついだ保育園	中島 純子	90	安中市	379-0225	松井田町八城194-1	393-3892	393-3829		7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	S51. 4. 1	○						
10	認定こども園	安中こども園	立川 展子	40	社会福祉法人 立正会	379-0116	安中3-3-3	381-0640	381-0664	9:00 ～ 14:00	7:00 ～ 18:30	8:00 ～ 16:00	7:00 ～ 18:00	H30. 4. 1	○	○	×				
11		安中二葉幼稚園	武井 弘子	150	学校法人 安中二葉幼稚園	379-0116	安中3-10-33	381-0394	381-3980	9:00 ～ 14:00	7:30 ～ 18:30	8:00 ～ 16:00	7:30 ～ 18:30	H28. 4. 1	○	○	×				
12		原市赤心幼稚園	佃 益美	130	学校法人 赤心幼稚園	379-0133	原市1-14-16	385-6662	385-1624	9:00 ～ 14:00	7:30 ～ 18:30	8:00 ～ 16:00	7:30 ～ 18:30	H27. 4. 1	○	○	×				
13		いそべこども園	吉田 和人	125	社会福祉法人 すこやか	379-0127	磯部3-12-12	385-8021	385-0147	9:00 ～ 14:00	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	H23. 7. 1	×	○	×				
14		東横野幼稚園	石井 晴美	65	学校法人 東横野学園	379-0124	鷲宮3092-2	382-0816	381-4211	9:00 ～ 14:00	7:30 ～ 18:30	8:00 ～ 16:00	7:30 ～ 18:30	H29. 4. 1	○	○	×				
15		あきまこども園	白石 有紀子	105	社会福祉法人 秋間福祉会	379-0104	下秋間1459	395-0186	395-0196	9:00 ～ 14:00	7:30 ～ 19:00	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	R5. 4. 1		○	×		○		
16		後閑あさひ保育園	新井 祥文	105	社会福祉法人 後閑あさひ福祉会	379-0107	中後閑724	385-5541	385-5744	9:00 ～ 14:00	7:00 ～ 19:00	8:00 ～ 16:00	7:00 ～ 18:00	H30. 4. 1	○	○	×	○	○		
17	あさひ第二保育園	新井 ひとみ	105	社会福祉法人 後閑あさひ福祉会	379-0106	下後閑509-1	384-1501	388-8797	9:00 ～ 14:00	7:00 ～ 19:00	8:00 ～ 16:00	7:00 ～ 18:00	H30. 4. 1	○	○	×	○	○			
18	地域型保育	うずまき保育園	新井 祥文	5	株式会社ボルテックスセイグン	379-0133	原市92-2	381-8020	381-8021		7:30 ～ 18:30	8:00 ～ 16:00	7:30 ～ 18:30	H27. 4. 1							
19		ひまわり保育園	新井 加代子	5	医療法人 信愛会	379-0124	鷲宮205-1	382-1255	382-7396		7:00 ～ 18:00	8:00 ～ 16:00	7:00 ～ 18:00	H28. 4. 1							
20		たんぽぽ保育園	新井 加代子	5	株式会社あさひキッズサービス	379-0123	上間仁田658	381-8308	381-8408		7:30 ～ 18:30	8:00 ～ 16:00	7:30 ～ 18:30	R5. 4. 1	○						
21	認可外施設	群馬ヤクルト販売(株)安中サービスセンター	佐藤 小貴子	18	群馬ヤクルト販売㈱	379-0116	安中1-2312-1	382-6908	-		8:20 ～ 16:30			H16. 11. 5						○	
22	保育サービス	ファミリー・サポート・センター	神戸 るみ	-	安中市 (委託先：NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ)	379-0222	松井田町松井田564	384-3131	-					H29. 4. 1						○	
23	一時預かり	あさひキッズルーム	新井 祥文	-	株式会社あさひキッズサービス	379-0116	安中2313-1	395-0117	-		8:30 ～ 16:30			R4. 4. 1	○						
24	居宅訪問型	Kia Ora! A`ひ`-シッター	開所時間：6:00～22:00(時間外は要相談) ※その他詳細はホームページをご確認ください。< https://kiaorababysitter.jimdofree.com/ >																	○	

※上記の○がついているサービスが、無償化の対象として安中市が「確認」したサービスとなります。
※上記の○の有無にかかわらず、教育・保育給付認定1または2号の3歳児クラスのお子さんと、3号または2号認定の0～2歳児クラスの子供の非課税世帯のお子さんは、市で決定する利用者負担額（保育料）が無償となります。
※上記の○がついているサービスの利用料が無償化されるためには、お住いの市町村に申請が必要です。
※預かり保育事業について、施設が提供するのが年間200日未満または1日8時間未満（教育時間を含む）の場合、認可外保育施設等他のサービスを併用しても無償化の対象となります（安中市では該当施設なし）。
※企業主導型保育施設を利用する場合はお問い合わせください。

1 幼児教育・保育の無償化の概要について

○幼児教育・保育の無償化とは

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育・保育における保護者の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点から、令和元年10月1日より実施されています。

対象となるお子さんは、3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）のお子さんと、0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんです。

対象となる教育・保育施設やサービスは従来の認可施設（保育所・認定こども園など）に在園する場合だけではなく、認可外保育施設や、預かり保育などのサービスを利用する場合でも、一定の条件のもと、上限額の範囲内で利用料（保育料）が無償化となります。

ただし、利用する施設に応じて発生する給食費や、行事費・通園送迎費などは、利用料（保育料）とは異なる実費負担部分となりますので、引き続き保護者負担となります。

○無償化の対象となる子ども、教育・保育施設、サービスについて

区分			対象児童		
			(1) 3歳児クラスから5歳児クラスの子ども (2) 0歳児クラスから2歳児クラス（満3歳を含む）の住民税非課税世帯の子ども		
			利用料または無償化の上限額	無償化の申請 （市への手続）	保育の必要性の認定 （市への手続）
教育・ （代表的な施設、サービス）	①	認可保育所	0円	—	入園時に確認済み
	②	認定こども園の保育園部 （地域型保育事業を含む）	0円	—	入園時に確認済み
	③	認定こども園の幼稚園部	0円（注釈1）	—	—
	④	幼稚園（新制度移行済）	0円（注釈1）	—	—
	⑤	幼稚園（新制度未移行）	月額25,700円まで（注釈1）	必要	—
	⑥	幼稚園（認定こども園幼稚園部も含む）+ 預かり保育	幼稚園の利用料に加え、 日額450円（月額11,300円）まで （満3歳の間は日額450円（月額16,300円）まで）	必要	必要
	⑦	認可外保育施設（注釈2）	月額37,000円まで （0～2歳は月額42,000円まで）	必要	必要
	⑧	企業主導型保育施設	標準的な利用料が無償	—	入園時に確認済み
	⑨	一時預かり、 病（後）児保育、 ファミリー・サポート・ センター（注釈2）	月額37,000円まで （0～2歳は月額42,000円まで）	必要	必要

（注釈1）開始年齢については、原則小学校就学前の3年間が無償化となりますが、幼稚園（認定こども園の1号を含む）部分については、学校教育法の規定に鑑み、満3歳（3歳の誕生日）から無償化となります。

（注釈2）保育園・認定こども園の保育園部及び企業主導型保育施設のいずれかに在園する児童は、無償化の対象外となります。

（その他）幼稚園・保育園・認定こども園等と併せて障害児発達支援施設等を利用している児童についても、無償化の対象となります。

○無償化の給付認定

前ページの一覧表でご確認いただき、お子さんが利用したい施設や、サービスのうち、無償化の申請が「必要」となっている場合には、市に申請を行ってください。

この「無償化の給付認定（子育てのための施設等利用給付認定）」は、すでに保育所や認定こども園等を利用している場合に受けている「教育・保育給付認定（支給認定）」とは別のものとなります。

特に、保育施設やサービスを利用する場合には、「保育の必要性」についても併せて認定を受ける必要がありますので、実際に保育施設やサービスを利用する前に、忘れずに申請を行ってください。

● 1号～3号（教育・保育給付認定）

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	・認定こども園(幼稚園部) ・新制度幼稚園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・保育園 ・認定こども園(保育園部)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・保育園 ・認定こども園(保育園部) ・地域型保育事業

■新1号～新3号(子育てのための施設等利用給付認定)

認定区分	対象となる子ども	無償化となる主な施設・事業
新1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	・未移行幼稚園
新2号認定	3歳児クラス（年少）以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・幼稚園（認定こども園幼稚園部も含む） ＋ 預かり保育 ・認可外保育施設
新3号認定	0～2歳児クラス（満3歳も含む）で、住民税非課税世帯かつ、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	



●保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)

保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)とは、「子ども・子育て支援法」で定められている施設やサービスを利用する場合に、必要な認定となります。

必要に応じた保育・教育サービスを受けるために、保育の必要性や必要量を判定するものです。

認定事由の基準は、教育・保育給付認定の2号・3号認定を受けるための基準と同じです。

認定を受けるための必要書類は、8ページから22ページのものをご利用ください。

認定事由		必要書類
①就労	フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)。(1か月64時間以上の就労が必要)	就労証明書
②妊娠・出産	妊娠中又は、出産後間がない場合(産前2か月・産後3か月)	申立書および母子手帳の写し
③保護者の疾病・障害	保護者の疾病・障害のため、家庭での保育が難しい場合	申立書 医師の診断書や入院計画書等、家庭内での保育が難しいことが確認できるもの、または障害者手帳の写し(有効期限内のもの)
④介護・看護	同居又は、長期入院等している親族の介護・看護を行っている場合。兄弟姉妹の小児慢性特定疾患に伴う看護など、同居又は長期入院している親族の常時の介護、看護。	申立書 介護・看護を受けている人の診断書等(介護の必要状況の確認できる資料)の写し
⑤災害復旧	火災・風水害等による復旧のため、家庭での保育が難しい場合	市にご相談ください
⑥求職活動	起業準備を含む。(認定日から3か月間)	申立書
⑦就学	職業訓練校等における職業訓練を含む(自動車学校・通信教育・自宅学習等は除く)	申立書および在学証明書
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	市にご相談ください
⑨育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育休中の継続利用の申立書
⑩その他	上記に類する状態として市が認める場合	

○利用開始後変更が生じた場合

施設等利用給付認定の認定事項に変更があった場合は、「施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」等の提出が必要となります。下記の表をご確認いただき、認定内容に変更が生じた場合には、必要書類の提出をお願いいたします。認定事項の内容に変更があったにもかかわらず、「施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」の提出がない場合には、無償化の認定を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

認定事項の変更がある場合は、変更が生じる月の前月20日までに、本庁こども課または松井田支所住民福祉課に書類が届くように、ご提出をお願いします。

変更の内容	必要な提出書類	
認定区分(新1号・新2号・新3号)を変更する場合	「施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」(P23)	認定事由等により異なります。前項で必要書類を確認してください。
認定事由(就労、求職活動等)を変更する場合		
就労先の変更		
就労を開始したとき		変更内容が分かる資料
婚姻や離婚等による世帯構成の変更		
税額(市町村民税額)が変更した場合		こども課に連絡してください。
利用施設を変更又は退園する場合		
市外へ転出する場合		

2 認可外保育施設等を利用している子ども

○保育料の無償化

2ページの「2号認定」または「3号認定」を受けずに、認可外保育施設等を利用しているお子さんは、申請により、市から「子育てのための施設等利用給付認定（新2号または新3号）」を受ければ、施設等の利用料が上限の範囲内で無償となります。

なお、教材費、行事費、給食費、通園送迎費などは無償化の対象となりませんので、これまでどおり保護者の負担となります。

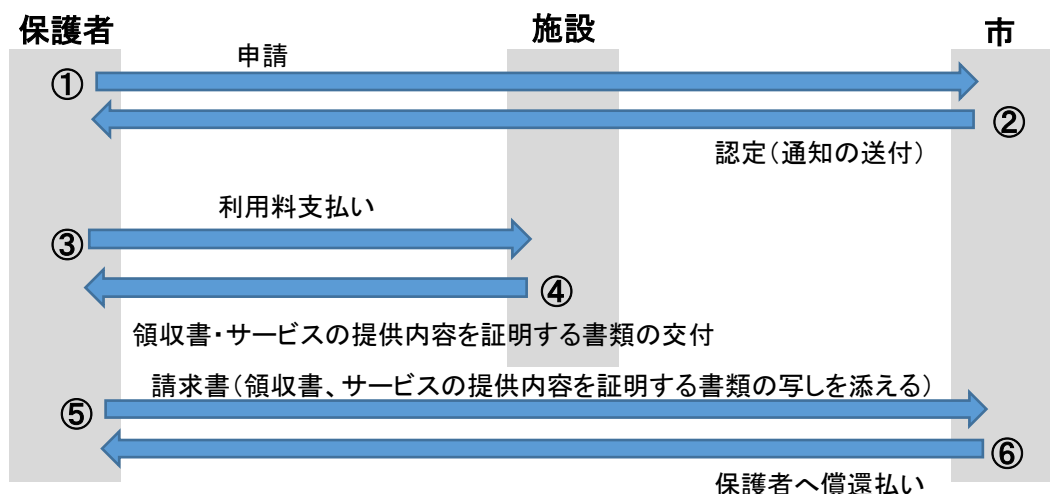
子どもの年齢	無償化の給付認定区分	無償化の上限額
3歳児クラス～5歳児クラス	新2号	月額37,000円まで無償
0～2歳児クラスで 住民税非課税世帯	新3号	月額42,000円まで無償

対象保育施設・サービス
認可外保育施設、一時預かり、病（後）児保育、ファミリー・サポート・センター など

※利用する保育施設・サービスが無償化の対象となるか、事前にお問い合わせください。

○無償化の流れ

- ①保護者が市に「子育てのための施設等利用給付認定」（新2号・新3号認定）の申請
- ②市が申請内容を審査後、要件を満たす場合は「施設等利用給付認定通知書」を保護者に交付
- ③お子さんの預かり保育の利用開始、施設に利用料を支払い
（利用料は保護者がいったん施設に支払ってください）
- ④施設から保護者へ、支払われた金額の領収書と、保育の提供内容を証明する書類を交付（月ごとに交付）
- ⑤施設から交付された領収書と保育の提供内容を証明する書類を添えて、市に利用料の償還払い請求書を提出
- ⑥市は、請求書の内容を審査し、不備がなければ提出を受けた日から30日以内に保護者へ利用料を償還払いする。



(3)保育料の無償化に必要な書類

認可外保育施設の保育料が無償化になるためには、以下の書類を提出する必要があります。
提出は、下記提出先までお願いいたします。

提出書類		提出先	提出期限
1	子育てのための施設等利用給付 認定申請書 (法第30条の4第2号・第3号)	安中市役所こども課 松井田支所住民福祉課	(1)新規認定の場合 → 利用を開始する前月まで (2)現況届の場合 → 市が指定する期日まで (令和7年度は令和7年9月30日まで)
2	「保育の必要性」を確認できる 書類(就労証明書等)		
3	マイナンバー申告書 (保護者と対象児童の両方)		

○保育の必要性の認定

「保育の必要性」とは、保護者の就労その他の理由で、家庭において必要な保育ができない状況をいいます。「保育の必要性」の認定を受けるには、以下の認定事由に該当することが必要です。

なお、認定事由の基準は、教育・保育給付認定の2号・3号認定を受けるための基準と同じです。

認定事由		必要書類
①就労	フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)。 (1か月64時間以上の就労が必要)	就労証明書
②妊娠・出産	妊娠中又は、出産後間がない場合(産前2か月・産後3か月)	申立書および母子手帳の写し
③保護者の 疾病・障害	保護者の疾病・障害のため、家庭での保育が難しい場合	申立書 医師の診断書、入院計画書、 障害者手帳等の写し
④介護・看護	同居又は、長期入院等している親族の介護・看護を行っている場合。兄弟姉妹の小児慢性特定疾患に伴う看護など、同居又は長期入院している親族の常時の介護、看護。	申立書 介護・看護を受けている人の 診断書等の写し
⑤災害復旧	火災・風水害等による復旧のため、家庭での保育が難しい場合	市にご相談ください
⑥求職活動	起業準備を含む。(認定日から3か月間)	申立書
⑦就学	職業訓練校等における職業訓練を含む(自動車学校・通信教育・自宅学習等は除く)	申立書および在学証明書
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	市にご相談ください
⑨育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育休中の継続利用の申立書
⑩その他	上記に類する状態として市が認める場合	

(3)保育の必要性についての現況確認(現況届)

「子育てのための施設等利用給付認定(新2号または新3号)」を受けていて、その認定の継続を希望する場合、年に1回保育の必要性について現況確認を行うこととされております。

現況届として、別紙「子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)」及び「保育の必要性」の認定事由に応じた必要書類を、市が定める期日までにこども課まで提出してください。

3 企業主導型保育施設を利用している子ども

○保育料の無償化

企業主導型保育施設を利用しているお子さんは、下記の支給要件を満たす「保育の必要性」のあるお子さんの場合に、標準的な利用料が無償となります。申請は必要ありません。

なお、教材費、行事費、給食費、通園送迎費などは無償化の対象となりませんので、これまでどおり保護者の負担となります。

支給要件	
3歳児クラス～5歳児クラス	0～2歳児クラスで 住民税非課税世帯

※無償化の上限額となる「標準的な利用料」につきましては、在園する企業主導型保育施設へお問い合わせください。

○無償化にあたっての注意事項

- ① 保護者が市に無償化の申請をする必要はありません。
- ② 従業員枠、地域枠ともに、支給要件は同じです。
※従業員枠…事業実施者の従業員等のお子さんが対象。
地 域 枠 …従業員枠以外のお子さんが対象。
- ③ 地域枠で利用しているお子さんで、お住いの市町村から教育・保育給付認定（支給認定証）を受けていない場合は、事前にお住いの市町村から支給認定証の交付を受ける必要があります。
- ④ 0～2歳児クラスのお子さんは、属する世帯が住民税非課税世帯であることを証明するため、お住いの市町村から所得課税証明書等非課税であることがわかる書類を取得し、在園の企業主導型保育施設に提出してください。
非課税であることがわかる書類の交付については、お住いの市町村税務担当部署へお問い合わせください。
- ⑤ 無償化となるのは保育料のみとなります。給食費や行事費、延長保育料などは、これまでどおり施設にお支払いとなります。
- ⑥ 企業主導型保育施設を利用している場合、他の保育施設・サービスを利用しても、その部分は無償化の対象とはなりません。

5 無償化に関するQ&A

Q. 無償化の申請は必ず必要ですか？

A. 無償化の申請が必要なお子さんは、以下のとおりとなります。

- ・ 2号認定・3号認定を受けて保育園や認定こども園の保育園部に在園している児童
→ 無償化の申請は不要です。
- ・ 1号認定を受けて認定こども園の幼稚園部や新制度の幼稚園に在園している児童
→ 無償化の申請は不要です。ただし、預かり保育については申請が必要です。
- ・ 未移行幼稚園や認可外保育施設等を利用している児童
→ 無償化の申請が必要です。

このうち、預かり保育や認可外保育施設等を利用している場合は、「保育の必要性」についても同時に認定が必要です。

Q. 無償化の「代理受領」と「償還払い」とはどのようなものですか？

A. 「代理受領」とは、本来保護者へ請求すべき保育料（利用料）を、施設が保護者に代わって市に請求し、受領することをいいます。

「利用月の保育料（利用料）≤無償化の上限額」であれば、保護者の保育料（利用料）の負担はありません。

「償還払い」とは、保護者がいったん保育料（利用料）を利用施設に支払った後、保護者から市に請求していただき、市から保護者へ保育料（利用料）を支払う（償還する）ことをいいます。

預かり保育や認可外保育施設の無償化は、月ごとの無償化となる上限額が決まっておりますので、実際の保育料（利用料）と無償化の上限額を比べて、少ないほうの金額で代理受領や償還払いを行います。

Q. 無償化の申請書は毎年提出が必要ですか？

A. 「施設等利用給付認定通知書」を受けたお子さんは、毎年度「現況届」として申請書の提出が必要となります。

これにより、継続して無償化の対象となるか、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。

Q. 認定区分の変更や、世帯構成の変更などがある場合はどのような手続きが必要ですか？

A. 施設等利用給付認定通知書の内容に変更がある場合（婚姻や離婚等で世帯構成の変更があった場合、就労先を変更した場合、就労時間が大幅に変更になった場合、市町村民税の税額が変更になった場合）には、「施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」の提出が必要となります。

変更が生じる月の前月20日までに、本庁こども課または松井田支所住民福祉課に届くように必要書類を提出してください。

詳細は、P19「利用開始後変更が生じた場合」を参照してください。

Q. きょうだいで申請を行う場合、就労証明書は人数分必要ですか？

A. 勤務先等に人数分の証明をしていただく必要はありませんが、必要枚数をコピーしていただき、それぞれの申請書類に必ず添付してください。

Q. 同居の祖父母の就労証明書も必要ですか？

A. 提出していただく必要はありません。

Q. 「子育てのための施設等利用給付認定（新2号又は新3号）」を申請するにあたり、「疾病・障害」を理由で認定を受けるには、どんな手続きを取ればよいですか？

A. 医師の「診断書」や「入院計画書」などから「家庭での保育が難しいこと」が確認できる場合には、「疾病・障害」での認定を受けることができます。

なお、医師の診断書等に「家庭で保育が可能であること」が記載されている場合は、「疾病・障害」を理由として認定することはできません。

また、保護者が既に「身体障害者手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている場合には、「申立書」に（有効期限内の）「手帳の写し」を添付することで、認定を受けることができます。

★その他不明な点があれば、お気軽に本庁こども課(027-382-1111 内線1162,1163,1165)にお問い合わせください。

子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)

(宛先) 安中市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。

3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日（施設利用開始日）		令和 年 月 日		
保護者	フリガナ		申請子どもとの続柄	居住地	〒 -	
	氏名			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒	
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。				生年月日	年 月 日
	①	父携帯 父勤務先 自宅・その他（ ）	②	父携帯 父勤務先 自宅・その他（ ）	マイナンバー	既に提出済み・別添のとおり
子ども申請	フリガナ		現住所	〒 -	マイナンバー	
	氏名		申請者と異なる 場合のみ記載	生年月日	年 月 日	既に提出済み・別添のとおり
認定種別	☐ 申請子どもは、認定希望日時点で3歳児から5歳児クラスである(第2号)					左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。
	☐ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳を含む0歳児から2歳児クラスである(第3号)					
保育を必要とする理由	☐ 市民税非課税に該当					
	該当する□にレ点を付けて下さい。					
	(子から見た続柄) 父・母・その他（ ） ☐ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他（ ）					
	(子から見た続柄) 父・母・その他（ ） ☐ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他（ ）					

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※2	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ
認定希望日の 前々年1月1日現在の住所 ※3	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ

※2.3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。＊個人番号は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ提出して下さい。

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)		フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
	1			マイナンバー 大正 昭和 平成 令和 既に提出済み・別添のとおり 年 月 日		☐ 有
	2			マイナンバー 大正 昭和 平成 令和 既に提出済み・別添のとおり 年 月 日		☐ 有
	3			マイナンバー 大正 昭和 平成 令和 既に提出済み・別添のとおり 年 月 日		☐ 有
	4			マイナンバー 大正 昭和 平成 令和 既に提出済み・別添のとおり 年 月 日		☐ 有
	5			マイナンバー 大正 昭和 平成 令和 既に提出済み・別添のとおり 年 月 日		☐ 有
	6			マイナンバー 大正 昭和 平成 令和 既に提出済み・別添のとおり 年 月 日		☐ 有
	7			マイナンバー 大正 昭和 平成 令和 既に提出済み・別添のとおり 年 月 日		☐ 有

<必ず裏面も記入して下さい>

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒 ー Tel ()		
施設名		利用開始(予定)日	平・令	年	月 日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミサポ)	〒 ー TEL: ー ー	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミサポ)	〒 ー TEL: ー ー	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミサポ)	〒 ー TEL: ー ー	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミサポ)	〒 ー TEL: ー ー	令和 年 月 日

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況		父親の状況	
就 労	就労 種別	☐ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他: ()		☐ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他: ()	
	通勤手段 ・時間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。		通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	
	通勤時間	約 分 (往復時間を記入して下さい。)		通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	
	前年1月 1日以降 の転職	☐ 無 ☐ 有 ⇒ 就労先名: ① 就労期間: から ② 就労先名: 就労期間: から		☐ 無 ☐ 有 ⇒ 就労先名: ① 就労期間: から ② 就労先名: 就労期間: から	
妊娠・出産 (申請時点)		☐ 無 ☐ 有 ⇒ (予定日) 年 月 日			
疾病・障害 等		(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無		(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無	
介 護 ・ 看 護	被介護者名 傷病・障害名	(申請子どもとの続柄:)		(申請子どもとの続柄:)	
	受診等 の状況	☐ 入院中 通院(月・週 回)		☐ 入院中 通院(月・週 回)	
		☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()		☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()	
災害復旧		災害の状況:		災害の状況:	
求職活動等		活動の内容:		活動の内容:	
就 学	通学手段 ・時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。		通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	
	通学時間	約 分 (往復時間を記入して下さい。)		通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	
	就学 の目的	☐ 卒業後就労するため ☐ その他 ()		☐ 卒業後就労するため ☐ その他 ()	
	期間	年 月 日まで		年 月 日まで	
卒業後 の予定		(就労日数・時間) ☐ 週 日、1日 時間就労 ☐ 月		(就労日数・時間) ☐ 週 日、1日 時間就労 ☐ 月	
その他		保育を行うことが困難と認められる内容		保育を行うことが困難と認められる内容	

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1 居宅外で就労されている方 (予定を含む) 自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労証明書
2 出産前後の方 (産前2ヶ月・産後3ヶ月に限る)	母子健康手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)
3 疾病・障害	申立書、医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等
4 介護・看護	
5 災害復旧	必要の提出書類はこども課にお問い合わせください。
6 求職活動	申立書
7 就学	申立書、在学証明書 等
8 育児休業	就労証明書、育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書

<記入例>

☒ 新規 ☐ 継続(現況届)
令和 6 年 9 月 15 日

子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)

(宛先) 安中市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号への政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日(施設利用開始日)		令和7年4月1日	
保護者	フリガナ	アンナカ タロウ		申請子どもとの続柄	父
	氏名	安中 太郎		居住地	〒 319 - 0192 安中市安中1-23-13
	日中の連絡先(電話番号)* 確実に連絡の取れる順に記入して下さい。		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒	
	① 090-xxxx-xxxx	父携帯 父勤務先 自宅・その他()	② 080-xxxx-xxxx	父携帯 父勤務先 自宅・その他()	生年月日 平成 年 月 日
					マイナンバー 既に提出済み 別添のとおり
子ども	フリガナ	アンナカ ウメコ		現住所	〒 -
	氏名	安中 梅子		生年月日	令和 年 月 日
認定種別	☒ 申請子どもは、認定希望日時時点で3歳児から5歳児クラスである(第2号) ☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳を含む0歳児から2歳児クラスである(第3号)				左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。 ☐ 市民税非課税に該当
	該当する□にレ点を付けて下さい。 保育を必要とする理由 (子から見た続柄) 父 母 其他 () ☒ 就労 ☐ 妊娠 出産 ☐ 疾病 障害等 ☐ 介護 看護 ☐ 災害 復旧 ☐ 求職 活動等 ☐ 就学 ☐ その他 () (親から見た続柄) 父 母 其他 () ☒ 就労 ☐ 妊娠 出産 ☐ 疾病 障害等 ☐ 介護 看護 ☐ 災害 復旧 ☐ 求職 活動等 ☐ 就学 ☐ その他 ()				

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の前年1月1日現在の住所※2	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ
認定希望日の前々年1月1日現在の住所※3	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ

※2, 3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ提出して下さい。

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	フリガナ	氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
①	アンナカ	太郎	父	個人番号 既に提出済み 別添のとおり	(株)〇〇商事	☐ 有
2	アンナカ	花子	母	個人番号 既に提出済み 別添のとおり	(社)△△センター	☐ 有
3	アンナカ	次郎	兄	個人番号 既に提出済み 別添のとおり	〇〇小学校	☐ 有
4	アンナカ	スギコ	祖母	個人番号 既に提出済み 別添のとおり	無職	☐ 有
5				個人番号 既に提出済み 別添のとおり		☐ 有
				個人番号 既に提出済み 別添のとおり		☐ 有
				個人番号 既に提出済み 別添のとおり		☐ 有

世帯分離していても同居している方全員を記入して下さい。

<必ず裏面も記入して下さい>

この申請書は、対象となるお子さん1人につき1部必要です。きょうだいで預かり保育を利用するなど、対象となるお子さんが複数いる場合は、お子さんごとに記入し提出してください。

・マイナンバーは、すでに安中市から教育・保育給付認定を受けている保護者及び子どもである場合は、「既に提出済み」を囲みしてください。
・安中市から教育・保育給付認定を受けておらず、新たにマイナンバーの提出が必要な場合は、別添のマイナンバー申告書を使用してください。

新3号の認定を受けるには、市民税非課税世帯であることが必要です。

・新2号・新3号の認定を受けるには、保育を必要とする理由がなければなりません。
・保育の必要性についての判断基準は、教育・保育給付認定の2号・3号と同じです。

新3号の認定を受けるには、市民税非課税世帯であることが必要のため、課税主体となる自治体を把握するため記入していただきます。

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	〇〇コドモエン	所在地	〒 379 - 01xx 市 ()
施設名	〇〇こども園	利用開始(予定)日	平 〇 年 4 月 1 日

現在、教育・保育給付の1号認定を受け就園している、または、教育・保育給付の1号認定を申請中で就園予定の場合は、その施設名を記入してください。

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
同上	認可外 ・ 一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミサポ)	〒 ー TEL: ー ー	令和 7 年 4 月 1 日
	認可外 ・ 一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミサポ)	〒 ー TEL: ー ー	令和 年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミサポ)	〒 ー TEL: ー ー	令和 年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミサポ)	〒 ー TEL: ー ー	令和 年 月 日

・施設名および所在地は、上記就園中(または就園予定)の施設と同様であれば、「同上」でかまいません。
・利用開始予定日については、同一施設で複数のサービスを利用する場合、最も早い開始予定日を記入してください。
・すでに利用を開始している場合は、認定希望日と同日にしてください。

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況	父親の状況
就 労	就労 種別	☒ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他: ()	☒ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他: ()
	通勤手段・ 時間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)
	前年1月 1日以降 の転職	☐ 無 ☒ 有 ⇒ 就労先名: (株) 〇〇物販 ① 就労期間: 平成〇〇年△月 から 平成△△年□月 就労先名: ② 就労期間: から	☒ 無 ☐ 有 ⇒ 就労先名: から ① 就労期間: から 就労先名: ② 就労期間: から
	妊娠・出産 (申請時点)	☐ 無 ☐ 有 ⇒ (予定日) 年 月 日	
疾病・障害 等		(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無	(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無
介 護 ・ 看 護	被介護者名	(申請子どもとの続柄:)	(申請子どもとの続柄:)
	受診等 の状況	☐ 入院中 通院(月・週 回) ☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()	☐ 入院中 通院(月・週 回) ☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()
	災害復旧	災害の状況:	災害の状況:
求職活動等		活動の内容:	活動の内容:
就 学	通学手段・ 時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)
	就学の 目的	☐ 卒業後就労するため ☐ その他 ()	☐ 卒業後就労するため ☐ その他 ()
	期間	年 月 日まで	年 月 日まで
	卒業後の 予定	(就労日数・時間) ☐ 週 日、1日 時間就労 ☐ 月	(就労日数・時間) ☐ 週 日、1日 時間就労 ☐ 月
その他		保育を行うことが困難と認められる内容	保育を行うことが困難と認められる内容

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1. 居宅外で就労されている方 (予定を含む)	就労証明書
2. 自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	母子健康手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)
3. 出産前後の方(産前2ヶ月・産後3ヶ月に限る)	母子健康手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)
4. 疾病・障害	申立書、医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等
5. 介護・看護	申立書、医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等
6. 災害復旧	必要の提出書類はこども課にお問い合わせください。
7. 求職活動	申立書
8. 就学	申立書、在学証明書 等
9. 育児休業	就労証明書、育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書

保育を必要とする理由に応じた添付書類を、忘れずに添付してください。
就労証明書、診断書、申立書については、市内認定こども園に常備してあります。

「個人番号（マイナンバー）申告書」及び 「個人番号確認書類」「身元確認書類」の提出について

特定教育保育施設（保育園・認定こども園・事業所内保育所・小規模保育所）を利用するにあたり、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。
なお、マイナンバーの利用で添付書類の一部（所得課税証明書等）が省略できるようになりました。

個人番号（マイナンバー）が記載されている面を内側にこの用紙を半分に折り、個人番号（マイナンバー）が見えないようにのり付けして提出してください。

代理人が申請される場合は、下記委任状に必要事項をご記入のうえ提出してください。

代理人が 申請する場合

委任状

令和 年 月 日

代理人

住所

氏名

生年月日

年 月 日

上記の者を代理人と定め、個人番号（マイナンバー）申告の権限を委任します。

本人

住所

氏名

生年月日

年 月 日

※本人記入欄については、本人の自署をお願いします。

※代理人の方が「個人番号（マイナンバー）申告書」を持参する場合、「身元確認書類」をご提示ください。

※申請者が夫で、妻が窓口で「個人番号（マイナンバー）申告書」を持参する場合、委任状が必要です。
(代理人→妻、本人→夫)

必ず記入してください

利用を希望する施設名

対象(申込)児童氏名

保護者(申請者)氏名

電話番号

(父・母)

個人番号(マイナンバー)確認書類

正しいマイナンバーであることの確認

身元確認書類

マイナンバーの正しい持ち主であることの確認



A

個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方は、個人番号（マイナンバー）カードの表裏で、個人番号確認、身元確認が行えます。

裏面



表面



B

以下の書類から1点

- ・通知カード
- ・個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し



【顔写真付身分証明書】 以下の書類から1点

- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード



等

C

以下の書類から1点

- ・通知カード
- ・個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し



【身分証明書】 以下の書類から2点

- ・国民健康保険証
- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書



等

個人番号（マイナンバー）申告書

※「個人番号（マイナンバー）カード」または各自治体より送付しております個人番号をお知らせする「通知カード」をご確認いただき、世帯全員の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

①	(フリガナ) 保護者(申請者)氏名	申込児童 との続柄	個人番号（マイナンバー）										
②	(フリガナ) 保護者(申請者以外)氏名	申込児童 との続柄	個人番号（マイナンバー）										
③	(フリガナ) 対象(申込)児童氏名	申込児童 との続柄	個人番号（マイナンバー）										
④	(フリガナ) 同居者氏名	申込児童 との続柄	個人番号（マイナンバー）										
⑤													
⑥													
⑦													
⑧													
⑨													
⑩													

保護者(申請者)の「個人番号確認書類」及び「身元確認書類」

※左表①②の方 で囲われた方のみ確認書類を添付してください。

こちらに写しを添付してください

	個人番号(マイナンバー)確認書類	身元確認書類
	正しいマイナンバーであることの確認 ※住所が変更している場合は、両面の写しが必要です。	マイナンバーの正しい持ち主であることの確認 ※住所が変更している場合は、両面の写しが必要です。
A	個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方は、個人番号（マイナンバー）カードの表裏で、個人番号確認、身元確認が行えます。	
B	以下の書類から1点 ・通知カード ・個人番号（マイナンバー） が記載された住民票の写し	【顔写真付身分証明書】 以下の書類から1点 ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード 等
C	以下の書類から1点 ・通知カード ・個人番号（マイナンバー） が記載された住民票の写し	【身分証明書】 以下の書類から2点 ・国民健康保険証 ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

た
に
お
り

の
り
し
ろ

「個人番号（マイナンバー）申告書」及び 「個人番号確認書類」「身元確認書類」の提出について

特定教育保育施設（保育園・認定こども園・事業所内保育所・小規模多機能型居宅介護施設等）を利用するにあたり、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。なお、マイナンバーの利用で添付書類の一部（所得課税証明書等）のように、個人番号（マイナンバー）が記載されている面を内側にこの用紙を半分に折り、個人番号（マイナンバー）が見えないようにのり付けして提出してください。

個人番号（マイナンバー）が記載されている面を内側にこの用紙を半分に折り、個人番号（マイナンバー）が見えないようにのり付けして提出してください。

代理人が申請される場合は、下記委任状に必要事項をご記入のうえ提出してください。

代理人が 申請する場合

委任状

令和 6 年 9 月 15 日

代理人

住所

安中市安中1-23-13

氏名

安 中 花 子

生年月日

昭和 □ 年 ○ 月 △ 日

上記の者を代理人と定め、個人番号（マイナンバー）申告の権限を委任します。

本人

住所

安中市安中1-23-13

氏名

安 中 一 郎

生年月日

昭和 □ 年 ○ 月 △ 日

※本人記入欄については、本人の自署をお願いします。

※代理人の方が「個人番号（マイナンバー）申告書」を持参する場合、「身元確認書類」をご提示ください。

※申請者が夫で、妻が窓口で「個人番号（マイナンバー）申告書」を持参する場合、委任状が必要です。
(代理人→妻、本人→夫)

記入例

必ず記入

利用を希望する施設名

〇〇〇こども園

対象(申込)児童氏名

安中 太郎

者(申請者)氏名

安中 一郎

話 番 号

090-0000-0000 (父・母)

個人番号(マイナンバー)確認書類

正しいマイナンバー

忘れずに記入してください。

持ち主であることの確認

A 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方は、個人番号（マイナンバー）カードの表裏で、個人番号確認、身元確認が行えます。

裏面



表面



以下の書類から1点

- ・通知カード
- ・個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し

B



【顔写真付身分証明書】 以下の書類から1点

- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード

等



以下の書類から1点

- ・通知カード
- ・個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し

C



【身分証明書】 以下の書類から2点

- ・国民健康保険証
- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書



記入例

(申請者)の「個人番号確認書類」及び「身元確認書類」

※本表(※2)の方 ☐ で用われた方のみ確認書類を添付してください。

添付書類は上部分のみのい付けしてください。

	(フリガナ) 保護者(申請者)氏名	申込児童 との続柄	個人番号 (マイナンバー)														
①	アンナカイチロウ	父															
	安中 一郎																
②	(フリガナ) 保護者(申請者以外)氏名	申込児童 との続柄															
	アンナカハナコ	母															
	安中 花子																
③	(フリガナ) 対象(申込)児童氏名	申込児童 との続柄															
	アンナカタロウ	本人	3	4	5	6	7										
	安中 太郎																
④	(フリガナ) 同居者氏名	申込児童 との続柄															
	アンナカウメコ	姉	5	6	7	8	9										
	安中 梅子																
⑤	アンナカジロウ	祖父	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	安中 二郎																
⑥	アンナカスギコ	叔母	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
	安中 杉子																
⑦																	
⑧																	
⑨																	
⑩																	

多子世帯の場合、
対象(申込)児童のみ
この欄に記入して
ください。

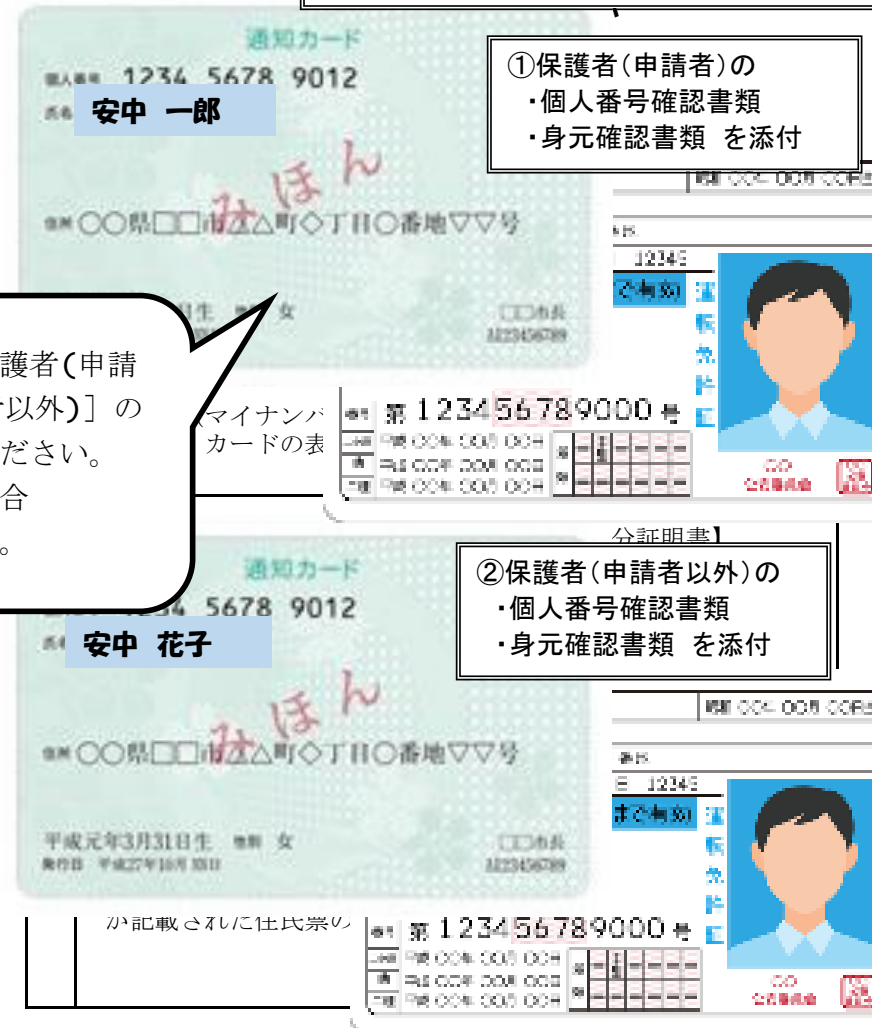
忘れずに保護者(申
込者)、②保護者
の確認書類を添付し
住所が変更した場合
両面の写しが必須

この面を内側に半分「たにおり」し、
マイナンバーが見えないよう
に「のり付け」してください。

多子世帯の場合、
対象(申込)児童のみ
この欄に記入して
ください。

忘れずに保護者〔①保護者(申請者)、②保護者(申請者以外)〕の確認書類を添付してください。
住所が変更している場合
両面の写しが必要です。

この面を内側に半分に
「たにおり」し、
マイナンバーが見えないよう
に「のり付け」してください。



①保護者(申請者)の
・個人番号確認書類
・身元確認書類 を添付

②保護者(申請者以外)の
・個人番号確認書類
・身元確認書類 を添付

育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書

令和 年 月 日

安中市長 様

保護者 住所
氏名

別添の「就労証明書」のとおり育児休業を取得しますが、下記の理由により現在入園中の児童について、継続して保育の利用を希望したいので、下記のとおり申し立てます。

○入園児童

(ふりがな) 児童氏名	生 年 月 日	利用を希望する施設名 (保育園・認定こども園名)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

○育児休業に係る児童（出生した児童）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	年 月 日

○継続して保育の利用を希望する理由

☐ 次年度に小学校への就学を控えている

☐ 利用児童の環境の変化に留意する必要がある（具体的に理由を記載してください）

※ 育児休業期間に変更があった場合は、「就労証明書」を再提出してください。

※ 育児休業期間終了後に復職しない場合は、保育の利用ができないことがあります。

問い合わせ先：安中市役所 こども課幼児教育保育係 TEL027-382-1111（内線1162, 1163, 1165）

申 立 書

利用を希望する施設名 (保育園・認定こども園名)		児 童 氏 名 (ふりがな)	生年月日
			・ ・
			・ ・
			・ ・
申立者氏名			
児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他()		
住所	安中市		

※同時に多子の入園申込をする際は、コピーでも可。ただし、児童数分コピーして提出してください。

1	求職活動	私は就労することを希望しているため、「求職活動」を理由に保育認定の申請をします。 現在求職中のため、「就労証明書」を提出することができませんが、保育園または認定こども園の入園日から3か月以内に、1か月64時間以上の就労をすることを目標として求職活動を行います。 <u>入園日から3か月以内に「就労証明書」を提出できない場合は、保育認定を取り消され、保育園または認定こども園を退園となることに異議はありません。</u>																																							
		記入日	令和	年	月	日	署名																																		
2	妊娠・出産	私は(年 月 日)に(出産予定である ・ 出産した)ため、「妊娠・出産」を理由に保育認定の申請をします。 <u>出産後3か月の入園期間終了後、他の認定事由に該当しない場合は、保育認定を取り消され、保育園または認定こども園を退園となることに異議はありません。</u>																																							
	※母子手帳(表紙・分娩予定日の記載ページ)の写しを添付してください	記入日	令和	年	月	日	署名																																		
3	疾病・障害	私は「就労証明書」の提出ができないため(医師の診断書・身体障害者手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し)を提出いたします。																																							
	※医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください	記入日	令和	年	月	日	署名																																		
4	介護・看護	私は常時下記の者を介護・看護しているため、「介護・看護」を理由に保育認定の申請をします。 <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td rowspan="3">介護・看護を必要としている方</td> <td>住所</td> <td colspan="4">同居・別居 該当するものに○をつけてください</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>児童との続柄</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">病名または病状</td> <td colspan="5">入院・通院・自宅療養 該当するものに○をつけてください</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護・看護に要する日数・時間</td> <td>月平均</td> <td>①</td> <td>日</td> <td>1日平均</td> <td>②</td> <td>時間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1ヶ月の時間 ①×②</td> <td colspan="3">時間</td> </tr> </table>						介護・看護を必要としている方	住所	同居・別居 該当するものに○をつけてください				氏名		児童との続柄			電話番号					病名または病状	入院・通院・自宅療養 該当するものに○をつけてください					介護・看護に要する日数・時間	月平均	①	日	1日平均	②	時間	1ヶ月の時間 ①×②		時間		
介護・看護を必要としている方	住所	同居・別居 該当するものに○をつけてください																																							
	氏名		児童との続柄																																						
	電話番号																																								
病名または病状	入院・通院・自宅療養 該当するものに○をつけてください																																								
	介護・看護に要する日数・時間	月平均	①	日	1日平均	②	時間																																		
		1ヶ月の時間 ①×②		時間																																					
	※医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写しを添付してください	記入日	令和	年	月	日	署名																																		
5	就学	私は下記学校に通学しているため、「就学」を理由に保育認定の申請をします。																																							
	※在学証明書等の写しを添付してください	学校名		所在地																																					
		電話番号		卒業見込	令和	年	月卒業見込																																		
		記入日	令和	年	月	日	署名																																		

- ※ 申立書の内容に不正(虚偽)がある場合には、保育認定を取り消し、保育園の場合入所承諾も取り消します。
- ※ 「4. 介護・看護」の場合、介護・看護を必要としている方に調査・確認する場合があります。
- ※ 記載もれがある場合、保育認定に影響を及ぼす場合がありますので、記載もれがないよう確認のうえ提出してください。

問い合わせ先：安中市役所 こども課幼児教育保育係 TEL027-382-1111 (内線1162, 1163, 1165)

診 断 書

保 護 者 記 入 欄	利用を希望する施設名 (保育園・認定こども園名)		(ふりがな) 児 童 氏 名	生年月日
				・ ・
				・ ・
				・ ・
	氏名			
住所		安中市		

※同時に多子の入園申込をする際は、コピーでも可。ただし、児童数分コピーして提出してください。

1	氏名	
2	生年月日	年 月 日
4	病名	
5	初診日	年 月 日
6	発病時期	年 月 日
7	入院歴	無・有(年 月 日～ 年 月 日)
8	手術歴	無・有(年 月 日～ 年 月 日)

患者の病状についてお答えください。

①	生活(仕事・家事・育児等)に制限はありますか？	無 有→【仕事・家事・育児(○をつけてください)】に制限が必要である。
②	治療状況または方針をご記入ください。	現在・・・ 今後・・・
③	今後必要と考えられる通院頻度をご記入ください。	(月・月・週)に(日)の通院が必要と考えます。
④	医学的見地から、患者が未就学児の保育をすることが可能ですか？	可能と考える 不可能である →その状況はいつまで継続すると考えますか？ →① 年 月 日頃 ②未確定

上記のとおり診断します。

令和 年 月 日

証明者

住 所

医師名

電話番号

印

※ 診断書の内容に不正(虚偽)がある場合には、認定を取り消し、保育園の場合入所承諾も取り消します。

※ 診断書について、証明者(医師)に調査・確認する場合があります。

※ 記載もれがある場合、保育認定に影響を及ぼす場合がありますので、記載もれがないよう確認のうえ提出してください。

※ 証明者(医師)の印がないものは、無効となります。

問い合わせ先：安中市役所 こども課幼児教育保育係 TEL027-382-1111 (内線1162, 1163, 1165)

施設等利用給付認定変更申請書兼変更届

(宛先) 安中市長

保護者住所
氏 名
生 年 月 日
連 絡 先

子ども・子育て支援法施行規則第28条の8第1項、第28条の12第1項の規定により、子育てのための施設等利用給付認定を受けた内容を変更する必要性が生じたので、提出します。

現在の認定状況	認 定 番 号		
	認 定 子 ど も の 氏 名		
	認 定 子 ど も の 生 年 月 日	平成 ・ 令和 年 月 日	
	保 護 者 と の 続 柄		
	利 用 施 設 ・ 事 業 所 名		
	認 定 区 分	子ども・子育て支援法第30条の4 ☐ 第1号(新1号) ☐ 第2号(新2号) ☐ 第3号(新3号)	
	保 育 の 必 要 性 の 理 由	☐ 無 ☐ 有(理由:)	
変更内容		変 更 前	変 更 後
	保 護 者 の 氏 名		
	保 護 者 の 生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
	保護者のマイナンバー		
	連 絡 先		
	認 定 子 ど も の 氏 名		
	保 護 者 と の 続 柄		
	子どものマイナンバー		
	利用施設・事業所名		
	認 定 区 分	☐ 第1号(新1号) ☐ 第2号(新2号) ☐ 第3号(新3号)	☐ 第1号(新1号) ☐ 第2号(新2号) ☐ 第3号(新3号)
	保育の必要性の理由 (有の場合のみ)		
	理 由 変 更 が 発 生 し た 日	年 月 日	
	変 更 す る 理 由		
そ の 他			

<記入例>

令和 年 月 日

施設等利用給付認定変更申請書兼変更届

(宛先) 安中市長

保護者住所 安中市安中1-23-13
氏 名 安中 太郎
生 年 月 日 令和 年 月 日
連 絡 先 080-xxxx-xxxx

子ども・子育て支援法施行規則第28条の8第1項、第28条の12第1項の規定により、子育てのための施設等利用給付認定を受けた内容を変更する必要性が生じたので、提出します。

現 在 の 認 定 状 況	認 定 番 号	12345	
	認 定 子 ど も の 氏 名	安中 梅子	
	認 定 子 ど も の 生 年 月 日	平成 ・ 令和 □ 年 ○ 月 △ 日	
	保 護 者 と の 続 柄	子	
状 況	・現在の認定状況を記入してください。		〇〇こども園
	認 定 区 分	子ども・子育て支援法第30条の4	☐ 第1号(新1号) ☒ 第2号(新2号) ☐ 第3号(新3号)
	保 育 の 必 要 性 の 理 由	☐ 無 ☒ 有(理由: 就労)	
変	変 更 前		変 更 後
	保 護 者 の 氏 名		
	保 護 者 の 生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
	保 護 者 の マ イ ナ ナ ン バ ー		
内 容	・変更があった項目について記入してください。		
	子 ど も の マ イ ナ ナ ン バ ー		
	利 用 施 設 ・ 事 業 所 名		
	認 定 区 分	☐ 第1号(新1号) ☐ 第2号(新2号) ☐ 第3号(新3号)	☐ 第1号(新1号) ☐ 第2号(新2号) ☐ 第3号(新3号)
	保 育 の 必 要 性 の 理 由 (有 の 場 合 の み)	就労	求職活動
	理 由 変 更 が 発 生 し た 日	令和 6 年 11 月 30 日	
	変 更 す る 理 由	母が以前の会社を退職し、求職活動しているため。	
そ の 他			